

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 2月28日
【会社名】	トーイン株式会社
【英訳名】	TOIN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼最高経営責任者 山科 統
【本店の所在の場所】	千葉県柏市新十余二16番地 1
【電話番号】	04 (7131) 2111 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部長 坂戸 正朗
【最寄りの連絡場所】	千葉県柏市新十余二16番地 1
【電話番号】	04 (7131) 2111 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部長 坂戸 正朗
【縦覧に供する場所】	トーイン株式会社 東京本社 (東京都江東区亀戸一丁目 4 番 2 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【提出理由】

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 TOIN VIETNAM CO.,LTD.
住所 ベトナム社会主義共和国 ピンズン省
代表者の氏名 田島 誠二
資本金 5,000,000USドル
事業の内容 包装資材等の製造および販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数（出資金額）
異動前 百万円
異動後 5,000,000USドル
総株主数の議決権（出資金額）に対する割合
異動前 %
異動後 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、お得意先様のグローバル購買のご要望にお応えするため、平成20年にタイ国に設立した受注活動拠点としての現地法人に加えて、東南アジア地域での事業展開を強化・拡大すべく、ベトナム社会主義共和国に生産活動拠点としての現地法人（TOIN VIETNAM CO.,LTD.）を設立することといたしました。

この度、当該現地法人の設立手続が完了し、その設立時の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなります。

異動年月日

平成25年2月21日

以上